

[北総文化研究センターから]

北総文化研究センター主催「研究会」の経過報告(その16)

第73回研究会

1. 開催日 2016年2月19日(金)
2. 場所 1号館304教室
3. 題目 カンボジア仏教寺院に住まう人々ー2015年8月実施の一地域寺院悉皆調査の経過報告ー
4. 報告者 高橋 美和
5. 報告要旨

報告者は、科研費共同研究「大陸部東南アジア仏教徒社会の時空間マッピングー寺院類型・社会移動・ネットワーク」(平成21～24年度、代表：林行夫)に続き、現在、科研費共同研究「〈宗教=社会複合マッピング〉からよむ大陸部東南アジア仏教徒社会の動態と変容」(平成26～29年度、代表者同じ)に研究分担者として関わっている。本発表はその経過報告である。二つの連続するプロジェクトは、経典など共通点が大きいとされてきた上座部(テラヴァーダ)仏教圏の宗教実践の地域間比較を目的とするもので、出家者の出家行動(出家年齢、出家年数、出家後の止住寺院の移動、教学の学習・試験、還俗その他)

のパターン比較を行い、それを可視化するためのデジタル・マッピングを試みることを予定している。そのための調査として、各国で一まとまりの地域を選定の上、雨安居期(出家者の移動が原則として起こらない時期)に、その地域の寺院および寺院止住者に対して質問紙を用いた悉皆調査をし、ある程度ボリュームのあるデータを分析材料にするという方法を取っている。

報告者は他の研究分担者、小林知および笹川秀夫とともにカンボジア担当である。(小林はコンポントム州の現地調査、笹川は植民時時代の官報等文書分析担当)。報告者自身は、コンダール州キエンスヴァーイ郡を対象として、2009年、2010年、2015年に調査を実施した。本報告は2015年の調査結果に基づく。

カンボジア仏教徒社会は、他の上座仏教圏諸社会と同様、出家者と在家者によって構成されている。寺院に住まう出家者(男性のみ)には比丘(ピコ=正式僧)と沙弥(サーマナー=見習僧)の2つの範疇があるのに対し、在家者の方は、大多数が普通に家庭生活を送る一方、寺院に住まい在家戒把持の修行生活を送る俗人修行者(ドーチー=女性、

ターチー＝男性)がある。少なからぬ寺院が比丘・沙弥の他、在家範疇に属すが準出家者としての生活を送る俗人修行者を構成メンバーとして抱えている。それゆえ、カンボジア班の調査には、出家者だけでなく俗人修行者用の質問紙を作成し、同時期に調査を行った。なお、アンケート用紙を配布し当人に記入してもらうという方法ではなく、調査員が対面式に聞き取りを行い記入するという方法を取った。キエンスヴァーイ郡のデータ数は、寺院49カ所(同郡総数の100%)、出家者1,204人(同88%)、俗人修行者237人(同79%)となった。

報告時点で把握している全体的な傾向は以下のとおりである。

(1) 出家者

- ①比丘より沙弥が圧倒的に多く、中高年の比丘が少ない傾向は2009年調査以来変わっていない。25歳以下の出家者がデータ数の約82%を占める。
- ②全体の60%が、過去5年間に少なくとも一度の寺院移動を経験していると回答しており、物理的モビリティが高いことがわかる。
- ③仏教教育課程(中等)の新規開校寺院で出家者人口が激増した。
- ④仏教教育課程以外の教育機関(一般私立大学、IT専門学校など)に通学している若い比丘が増加しているようだ。

(2) 在家修行者

- ①女性修行者の人数は男性修行者の約7倍であり、女性が圧倒的に多い傾向は2009年調査以来変わっていない。
- ②雨安居期だけの寺院滞在と、通年止住の2つの止住パターンがあることがはっきりした。両方を経験したことがある人も多い。

- ③全体の93%が、過去5年間に寺院移動を経験していないか、寺院止住期間が5年未満である。出家者と比べてモビリティが低い。
- ④平均年齢は約70歳、60代と70代合わせて全体の77%を占める。圧倒的多数が中年である。
- ⑤寺院住まいを始めた時点での婚姻状況は、未婚が全体の18%、既婚が82%と、既婚者が圧倒的に多く、既婚者のうち最も多いのが、配偶者がすでに死亡していたケースである。
- ⑦子(生存)を持つ人は全体の73%であり、子を持つ人の平均子ども人数は4.2人であった。6人以上の子を持つ人も19%を占め、家族があり、老後を過ごす家庭を持つ人があえて寺院住まいを選択しているというケースが多いことが示唆される。

以上のことから、ほとんどが10～20代の若者で占められる出家者にとって、寺院とは教育機会供給の場もしくは教育機会を得るための足がかりの場であることが、そして、そのほとんどが高齢者である俗人修行者にとって、寺院とは老後の一時期(もしくは終身)の暮らしの場であることが読み取れる。

なお、カンボジア班の成果報告の一部(コンダール州キエンスヴァーイ郡とコンポントム州との比較考察を含む)は、平成28年9月にカンボジア、プノンペン市にて開催予定のワークショップで発表予定である。

6. 主な質疑応答

- ①川沿いに寺院が立ち並んでいるのは、建造上のルールがあるせいなのか。

答え: たまたまこの調査地が川に挟まれた地域で、川沿いに道路があるためである。川沿いに寺院を建立するとい

う文化的なルールはカンボジアには無い。

②上座部仏教圏の出家者というのは、学校教員のような「職業」と見なされているのか。

答え：そうではない。出家者は世俗の人々が行うような蓄財をしてはならない。出家者の一部に仏教学校などで教鞭を取るケースはあるが、それによる報酬を生活の糧にしているわけではない。

③出家者の出身家庭の経済格差は出家生活にどの程度影響を与えるのか。

答え：ひとたび出家者になれば、世俗の経済格差は原則としてゼロとなり、平等になる。であるからこそ、家庭の経済的事情により中等・高等教育を受けられない場合に、無償で教育（仏教教育課程）を受ける機会を得ることを主な目的とした出家という選択肢がある。ただし、こうしたオルタナティブな教育機会には出家ができる男性にのみ開かれている。

第74回研究会

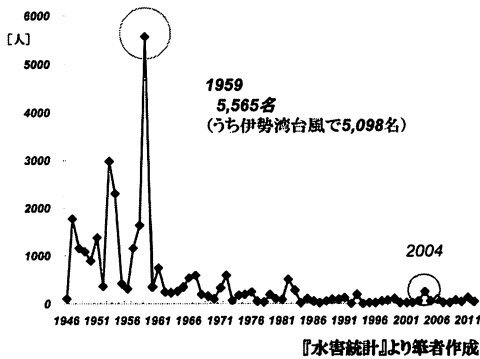
1. 開催日 2016年4月15日（金）
2. 場所 1号館201教室
3. 題目 鬼怒川水害とこれからの治水対策
4. 報告者 梶原 健嗣
5. 報告要旨

昨年9月、鬼怒川が破堤した。首都圏では、1986（S61）年の小貝川破堤以来、29年ぶりの破堤だった。この鬼怒川水害を素材に、現状の治水行政について、概況を報告した。

戦後直後は、日本列島に数多くの台風が襲い、甚大な被害が出続けた。原爆直後の広島を襲った枕崎台風（1945）、利根川本川で破堤し、首都圏に大きな被害をもたらしたカスリーン台風（1947）など、数多くの台風が襲来した。中でも、1959年の伊勢湾台風は、死者5,098名を出し、阪神大震災が発生するまで、戦後最大の災害だった。

しかし、1960年ごろから、水害で数多くの死者が出ることは亡くなってきた。1960年以降、水害死者が年間1,000名を超えたことはない。これには、河川・森林整備の進展や水防体制の強化（マスメディアの発達も含む）が大きく寄与していよう。

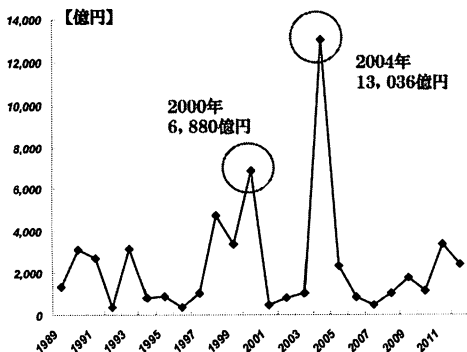
だが、財産額では水害被害は増加し続けている。経済成長の結果、氾濫原の資産価値が増大し、ひとたび水害が発生すれば、大きな被害が発生するようになった。大きな水害被害となるのは、①大河川の破堤と②ゲリラ豪雨・内水氾濫時である。



【図1】戦後の水害死者の変遷

2004 (H16) 年は、戦後最多の10個の台風が上陸し、福井県・足羽川、新潟県・五十嵐川、刈谷田川、兵庫県・円山川など、国が管理する一級河川が破堤した。この2004年は、水害被害額でみても(13,036億円)、人的被害(224名)で見ても、過去20年で最悪の水害被害となっている。

2004年は、前述のような破堤被害が複数生じた。また、2000年も愛知県・新川で破堤水害が生じた。これらの年こそ、水害被害の中心は河川の氾濫による水害被害(外水氾濫という)となっているが、その他の年は内水氾濫である。



【図2】平成期の戦後被害(財産的被害)

大雨が降ると、側溝や下水道の処理容量を超えてしまい、降った雨が河川に流しきれなくなることもある。本川の水位が上昇すると、本川の河川水が小河川に逆流してしまうこともある。こうして、建物や土地・道路が水に浸かってしまうことを内水氾濫と言うが、近年こうした内水氾濫が増えている。

正しい対策は、現状の的確な把握に始まる。とすれば、今日の治水対策を考えるにあたり、こうした水害被害の特徴、即ち

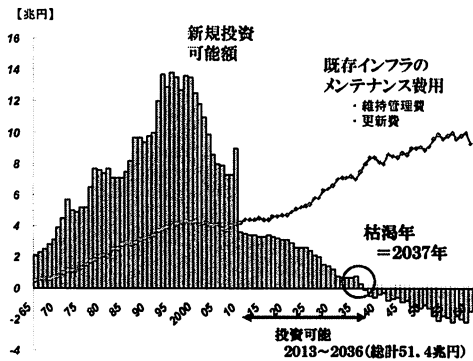
1) 水害死者は減ったが、破堤すると、今日でも死者が発生する。

2) 財産額では、水害被害は増加している。

ここでも破堤の回避は重要だが、同時に内水氾濫の防止も、重要な課題である。などの特徴を抑えておかなければならない。加えて、政策的与件も重要である。技術的に可能であっても、予算的制約、環境的制約、社会的制約を考えれば、政策として現実的な選択肢ではないということがありえる。

中でも重要なのは、財政的な制約であろう。H21年版の国土交通白書は、図3類似の図を掲げ(図は筆者の方で簡略化)、財政状況の厳しさを示した。従前の規模に国交省予算が維持されたとしても、維持管理・施設更新費で多額の支出を余儀なくされ、新規投資に回せる予算は減少していく。そして2037年には、新規投資に回せる予算がなくなってしまうという推計である。

治水対策として、すべきことは数多くある。しかし、国の政策としてやらねばならない分野は数多く、治水事業だけが潤沢な予算を使えるわけではない。そうであれば、求められるのは、



【図3】新規投資可能額の推移

- ・人的被害、財産的被害双方において、大きな被害をもたらさうる破壊を
- ・いかに、安価な費用で対応するかということになる。

6. 主な質疑応答・討論

ゲリラ豪雨という名前は、「ゲリラ」のように予測不可能と言う点から来ている。しかし、今日では、ゲリラ豪雨のような都市部での集中豪雨の予測も、幾分可能になってきた。IT技術をもっと全面的に活用すべきであるし、首都圏外郭放水路のような、都市内治水施設を大々的に展開し、都市機能の麻痺を防止することに、大きな努力を割くべきではないかという意見が出た。

その潜在的な可能性について、十分承知しているわけではないが、IT技術の活用については、全面的に賛成である。他方で、都市内治水施設の展開は、わが国の今日の財政状況の中で現実的には難しいのではないかと返答した。その他、質疑は勉強になることが多かった。研究会に参加し、質疑を活発にしてくれた諸先生に感謝したい。

第75回研究会

1. 開催日 2016年5月20日(金)
2. 場所 1号館201教室
3. 題目 「介護経理士」の制度化に向けてー中小の介護事業所の生き残りをかけて、介護経理に関するプロフェッショナルな人材育成の必要性についてー
4. 報告者 前川 邦生
5. 報告要旨

敬心学園、日本福祉教育専門学校では、平成26年度、27年度、28年度にわたり、文部科学省委託事業として、アベノミックスの第2ステージとして「第3の矢」に対応すべく、「成長分野等における中核的専門人材育成等の戦略的推進」事業をお引き受けした。

「介護分野における社会人や女性の学び直し教育プログラムの開発と実証」のテーマのもとで、私共は、「介護分野の成長性と魅力」を感じて入職、さらには、起業を目指す社会人も、介護保険法や、それに伴う介護給付費請求の仕組みなどを学び直しの機会がないと「中核的専門人材」として活躍が望めないばかりか、キャリアアップも図れないという問題解決に向けての取り組みである。

本事業では、特に「介護経理士」養成学習の取り組みを取り上げている。(一応、介護経理士の定義をしておく)

「介護経理士」とは、介護保険法に基づく介護保険制度の仕組みや、介護報酬の仕組み及び介護報酬の過大請求の問題が生じないように「正確に」・「迅速に」・「誠実に」介護事

業所の一連のプロセスを整理・伝達する仕組みを学んでいる人材、すなわち、介護事業所における収支バランスを正確に把握し、簿記・会計に精通し、処理できるスキルを身に付けた人材を意味する。

介護事業所の経営実態に精通した人材の育成、事業所の「透明性の確保」・「向上」を担保するのは会計情報であることを認識して考察を進め、本日のご報告とさせていただきます。

本日私が、取り上げる中小の介護事業所における経理部門のケースにおいては、いわゆる大企業のなかの一経理部門の世界の話とは全く異なっているという点に注意が必要である。いわゆる中小企業における資金繰りの大番頭である経理担当者、それも介護サービスを主たる事業とする経理現場での話である。一般に中小企業の経理現場では簿記会計の知識のほかに税務実務に関する知識も、もちろん必要であろうが、介護福祉事業所においては税務知識と同様に介護現場におけるデータを正しくそして深く読み取る能力が必要となってくる。換言すれば、ラインからスタッフに至る一貫した介護教育がいま介護経理担当者に求められているのだ。介護福祉事業所の経理担当者が「その書類は私の担当ではないからわからない」とか「ケアプランの数値の見方については別の人に聞いて!!」ではサステナブルな介護福祉経営などありえない。と思われる。(sustainable=持続可能な・維持可能な・維持する)

介護に携わる事業が新たなビジネスモデルを伴って健全に発展していくことはその国の成熟度を反映するものでもある。そのための一歩として、介護経理に対する学習のあり方を大きく見直す必要がある。特にさまざまな

中小の介護福祉事業所がそれぞれの特徴を生かして発展的に多様化していくためにも、一貫した全体を俯瞰した体系的な教育のもと、専門の知識と能力を有した経理担当者（「介護経理士」）を多く世に送り出していく必要があると考えている。

そこで私は、介護領域における会計の課題に関して、特に中小の介護事業所に焦点を当てて論じてみたい。

まずここでは、介護事業所における経理が一般の事業所のそれとは大きく異なる象徴的な事項をいくつか取り上げてみることにしたい。

1. 「簿記上の取引」ならぬ「介護報酬請求上の取引」

複式簿記を学ぶ上で、「簿記上の取引」は最初に学ぶ学習事項である。実際に様々な取引があるが、それが例えば口約束の契約であればいわゆる「簿記上の取引」ではなく、したがって記帳対象にならない。これと同様に介護の現場においても、「介護報酬請求上の行為」とはならない、すなわち簿記的な表現を借りれば、「介護報酬請求上の取引」とはならないことに注意する必要がある。

2. 発生主義ではなく請求主義という現実—国保連への報酬請求と2か月遅れの介護給付費の受領—

3. 介護給付費請求に関連する特殊な帳票の作成とそれらを読み取る能力

中小の事業所では全体の仕組みを正しく理解・学習しておく必要がある。そして、それを実践できる人材育成の必要性を強調して、この報告を終えることとする。

第76回研究会

1. 開催日 2016年6月17日（金）
2. 場所 2号館会議室
3. 題目 近世相給村落研究の現状と課題
ー上総国山辺郡台方村に注目してー
4. 報告者 中村 壘
5. 報告要旨

報告者は近世農村の土地問題に関心を持っており、現在分析の対象にしているのは上総国山辺郡台方村（現千葉県東金市）である。最初に、台方村の概要について説明した。台方村は約1470石の村で、1698（元禄11）年以降、4人の知行主（松平・三田・河野・幕領（大橋））によって支配される相給村であった。村内には弥勒・大作・花輪・羽黒・大門・砂郷と呼ばれる6つの入地（小集落）があり、知行付百姓は入地ごとにまとまっていたわけではなかった。村役人は、知行所ごとに置かれた。このうち河野知行所の村役人を務めた前嶋治助が記録した「村向出勤控」によると、台方村の村役人は、村全体の仕事、知行所の仕事、入地ごとの仕事、というレベルの異なる仕事を抱えていた。一村一給の村と比較すると、複雑であったことがわかる。

続いて、台方村における土地取引について報告した。分析したのは、4給のうち松平知行所の村役人を務めた有原家に伝わる複数の「土地台帳」である。これらの史料は、村役人として松平知行所の土地取引及び土地の所持者を把握するために作成されたと考えられる。土地取引の年月、土地を手放す者と土地

を手にする者の名前と居住地、土地面積、金額、年季等が記載されている。加えて、所属する知行所が判明する史料も使用した。台方村の土地取引を分析したものとして、渡辺尚志氏と報告者の研究がある。いずれも河野知行所の村役人を務めた前嶋家の土地集積を明らかにしたものであり、前嶋家がかかわらない土地取引を知ることはできなかった。今回19世紀前半の松平知行所のみという制約はあるものの、小百姓を含めた台方村における土地取引の特徴のつかむことができた。

分析の結果、松平知行付百姓は、同じ入地に住む松平知行付百姓と土地取引をすることが多かった。異なる入地に住む松平知行付百姓と土地取引をすることもみられ、その場合、質入先は羽黒入地に住む有原家であることが多かった。有原家は、松平知行付ではない百姓が松平知行地を所持していて、その土地を手放す際の質入先にもなっていた。ここからわかるのは、同じ入地に住み同じ知行所に属する者同士の協力関係と、それができない場合、有原家が頼りにされていたことである。他村の者がかかわる土地取引も確認することができた。それについては2点指摘することができる。1つは知行所の所属にかかわらず、台方村内の百姓が他村の者へ土地を質入するときの金額が比較的高額なことである。これは村内で高い金額を負担できる者がいないため、村外の者とやむを得ず取引したのではないかと考えられる。村外の者と土地取引をした際、その土地の請戻しをめぐる争論が発生することが多いが、台方村では「無年季的質地請戻し慣行」の存在を確認することができた。しかし、土地を取得した他村の者による小作地引き上げのトラブルがあったため、

できる限り村内の百姓同士で土地取引をすべきという意識があったと考えられる。もう1つは、同じ他村の者同士が台方村の土地を取引していることである。この場合台方村は、入作する他村百姓を把握するのが難しくなったと思われる。以前報告者は、前嶋家は他村の者が所持している河野知行所の土地を「譲地」で購入していたことを指摘した。この背景として、上記のことがあったと考えられる。

6. 主な質疑応答・討論

報告後、知行所の枠組みと血縁関係、土地を手放す理由、日本農村とアジア農村の比較、取引する土地と金額の関係等について質問があり、活発な議論をすることができた。

第77回研究会

1. 開催日 2016年9月23日(金)
2. 場所 2号館会議室
3. 題目 ベトナム人、ネパール人留学生の特徴と増加の要因、そして留学生教育を考える
4. 報告者 清水 聖子
5. 報告要旨

近年、ベトナム、ネパールといった東南アジアからの留学生が日本へ留学してくることが急増してきた。本学もここ1、2年の入学者の大半はベトナム人、ネパール人の留学生(以下、留学生と呼ぶ)である。彼女らの入学に伴い、彼女らにはどんな困難があり、そこからどんな支援が必要なのかを考える必要が出てきた。そこで、先行研究をもとに留学生はなぜ増えたのかの背景とかれらの特徴について報告をした。この報告から、本学の留学生には、どんな留学生教育を構築し、どんな支援が可能なのかの知見を得られたいと考える。

報告内容を簡単にまとめると、留学生の急増の背景には、まず、ベトナム人の場合は、ベトナムでの日系企業の増加によって、日本語ブーム、日本留学ブームが原因である。それから、ベトナム国内で若者の就職難も日本へ留学する背景の一因になっている。

ネパール人の留学生が急増した背景には、「貧困脱却」、「海外移住」が原因である。ネパールでの貧困な生活を脱却するため、その手段として、日本へ留学するのである。その後日本へ職を得て、日本に移住することが急

増の原因になっている。

留学生の特徴として、かれらは「働きながら学ぶ」留学生である。「働きながら学ぶ」留学生は、進学の高難さ、健康面、学習面への悪影響を及ぼしている。また、留学生の中に学習が目的ではなく、就労を目的とする留学する者もいることから、「働きながら学ぶ」留学生をどのように支援すべきかを受け入れ側として課題が多いのである。

6. 主な質疑応答・討論

この報告では、多くの質疑を頂いた。またこれに関する活発な討論もできた。

主な質疑として、経済力のある学生や学習意欲のある学生は面接や試験の段階でどのように見分けていけばよいのか、見分ける方法はあるのかという質問を頂いた。

これについて参加者がさまざまな意見や知恵を出し、活発な討論を行った。

続いて、入学してくる留学生の中には、大学の講義についていけない人がいる。そのような留学生には面接の段階でどのように日本語能力をチェックすればよいのか、また入学後どのように語学をフォローしてあげればよいのかについての質問を頂いた。

これについても、明確な解答がなく、参加者討論しながら、どうすればよいのかを考えた。

最後に、どんな思いであれ、せっかく日本へ留学してきたかれらを少しでも何らかの形で支援をし、かれらが日本へ留学してきてよかったと思えるように受け入れ側として、努力をしていきたいと思う。

〈参考文献〉

佐藤由利子（2016）ウェブマガジン『留学生交流』2016年6月号Vol.63

第78回研究会

1. 開催日 2017年1月20日（金）
2. 場所 2号館会議室
3. 題目 インスティテューショナル・リサーチの現状－愛国学園大学でのIRを考える－
4. 報告者 原島 雅之
5. 報告要旨

第78回研究会はFD委員会との共催で行われ、第2回FDワークショップとの同時開催という形で実施されたが、そのワークショップの話題提供の一環として、インスティテューショナル・リサーチに関する報告を行った。また、報告にあたっては主に松田（2014）および小川（2013）などを参考に、国内外における近年の取り組みを中心に紹介した。

インスティテューショナル・リサーチ（Institutional Research；以下IRと略す）については様々な定義がなされているが、たとえば「教育、経営、財務情報を含む大学内部の様々なデータの入手や分析と管理、戦略計画の策定、大学の教育プログラムのレビューと点検など包括的な内容を意味する」（大学IRコンソーシアム、設立趣意書）などを挙げることができる。

IRは元々アメリカにおいて、「機関（大学等）の計画策定、政策策定、意思決定を支援するような情報を提供すること」（Saupe, 1990）とされ、大学の経営全般を支援するための機能として捉えられてきた。一方、松田（2014）によると、日本においては様々な事情から広報などごく一部の戦略を除いて、大

学の経営全般に対してIRが大きく貢献する環境自体が整っていない大学がほとんどであり、その結果、学内のコンセンサスを得やすい教学改善に特化した形（教学IR）で普及が図られつつあるとしている。さらに、近年の我が国の大学を取り巻く状況として、高等教育における質保証として、客観的なエビデンス（根拠）とそれに基づいた改善サイクルが求められるようになってきている。そのような背景も教学IRを推進する要因の1つとして考えられ、今後その役割に対する期待はますます高まっていくものと思われる。

高等教育における質保証のエビデンスを考えるにあたっては、学生の学習成果（ラーニング・アウトカム）をいかに評価・測定するかが問題とされる。その点に関して、小川（2013）によると、学生のアウトカム評価においては大学が学生にどのようなインパクトを与えているかという「カレッジ・インパクト理論」が主な前提となっており、その代表的な理論的枠組みとして、アスティン（Astin, 1973）が提唱した「I（入力：Input）－E（環境：Environment）－O（出力：Output）」モデルを挙げている。このモデルにおける「入力」とは学生の入学前の成績や希望進路、属性（性別や年齢、家庭環境など）にあたり、「出力」は大学に在籍したことによって発生する経験や生産物を指している。そして「環境」が、教育課程の中で学生の成長や変化に影響を及ぼす要因にあたり、たとえばカリキュラムや授業の経験、授業外の経験、大学機関の特徴などが含まれる。カレッジ・インパクト理論に基づくアウトカム評価においては、この環境の要因が重要な要素として捉えられている。実際にこのI－E－O

モデルをもとにしたアウトカム評価の試みとして、カリフォルニア大学ロサンゼルス校の高等教育研究所（HERI）が開発した学生調査（College Student Survey; CSS）があり、またそれを日本版にアレンジしたものとしてJCSS（Japanese College Student Survey）がある。

6. 主な質疑応答・討論

以上のように、IRに関する概要および国内外の取り組みについて紹介したのち、最後に参加者と本学におけるIR機能の取り組みについての議論が行われた。本学においても、授業評価アンケートや学生生活満足度調査といった各種データが存在し、それらを教学IRに活かすことができるのではといった意見や、様々な既存のデータの活用が可能であるとして、どのようにして入試やカリキュラムなどの改善に活用できるかを十分に検討する必要があるといった意見が挙げられた。また、JCSSのような実際の取り組みを参考に、本学に不足しているデータを今後積極的に収集していくべきとの意見や、在学中だけでなく卒業後を含め長期的に学習成果を評価する必要があるのではといった意見も挙げられていた。

〈参考文献〉

- 松田岳士（2014）. 教学IRの役割と実践事例－エビデンスベースの教育質保証を目指して－教育システム情報学会誌, 31, 19-27.
- 小川勤（2013）. インスティテューショナル・リサーチとアウトカム評価に関する研究－カレッジ・インパクト研究に基づく教学改善の新展開－大学教育, 10, 1-12.